



『市場の提供』による国益の実現
民間の知恵を活かした総合経済外交戦略

1998年6月24日

目次

1. はじめに	...P1
2. 日本の経済外交の問題点	...P1
(1) 明確でない国益と総合戦略の見えない経済外交	
(2) 国民の声が反映されない政策決定過程	
(3) リンケージが少ない経済外交と企業活動	
3. 日本の経済外交ビジョン	...P5
(1) 『市場の提供』による国益の実現	
(2) 東アジアの地域益を重視	
(3) 市場ルール策定の場におけるイニシアティブの発揮	
4. 取り組むべき方策	...P6
(1) 総合経済外交戦略の策定と国会の関与	
(2) 経済外交課題としての構造改革の断行	
(3) 日本版TABDの実現: 経済外交政策に民間企業の声	
(4) 東アジア経済の安定的発展への貢献	
(5) 市場の国際ルール策定に積極的な参画を 国際機関へ邦人の更なる参画 標準化機関やコンソーシアムへの主体性を持った参画	
(6) 政府開発援助と政策金融に柔軟性と透明性を	
5. おわりに	...P14

1. はじめに

冷戦が終了し、外交の中心は経済問題に移りつつある。急速に進展するグローバル化の中で、米国は、英米の企業が依拠しているルールを国際的なスタンダードとして定着させることが世界の安定的発展に不可欠であるという信念の下、マルチ、バイ、リージョナルの交渉を巧みに使い分け、経済外交を展開している。また、欧州は、統一通貨ユーロの導入を決定するなど、欧州連合の深化と拡大を図りつつ、域外国との多数の幅広い地域協力協定の締結などを通じ、欧州全体としての利益の実現を図ろうとしている。

一方、わが国の経済外交には総合戦略が見当たらず、相変わらず対症療法的にみえる。中央省庁再編の議論の過程でも、わが国の経済外交体制についてほとんど触れられなかったことは不思議でさえある。グローバル経済の中で、総合経済外交政策が欠如しているという危機意識が、政治から国民に至るまで極端に少ないのではないか。

我々は、このような問題意識から、新しい時代に相応しい国益の概念を改めて整理し、それを実現するための具体的方策について検討を行なった。ここで重視した考え方は、これからの国益は『市場の提供』によって実現できるものであり、『市場の提供』がなくては、世界に対する発言力は高まらないというものである。

もとより国益とは何であるかは、国民的議論により決定されるべきものであり、本意見書がそのひとつの契機になることを望むものである。

2. 日本の経済外交の問題点

(1) 明確でない国益と総合戦略の見えない経済外交

世界における急激かつ大きな社会・経済の変化の流れの中で、わが国は、求めるべき国益を見出せずに長い年月が過ぎ去ってしまっている。そのため、『外圧依存』、『米国追随』、『対症療法』という経済外交姿勢が変わっていないようにみえる。国益が定まらないため、総合経済外交戦略も策定できずにいる。

その結果として、経済外交の担い手である外務省、通商産業省、大蔵省などの関係各省庁の連携不備が目立つようになってきている。外交窓口が複雑になり、かつその間の連携が不足すると、交渉は不成功に終るか、不利な結果を招くことは歴史が教えるところである。明確な国益とそれに基づく総合戦略を内外に示し、経済外交

の一元化に取り組む必要がある。

(2) 国民の声が反映されない政策決定過程

外交交渉の戦略策定の窓口は一本化されるべきである。しかし、外交の継続性と外交交渉の特殊性を強調するあまり、その政策決定過程に国民の声が反映されず、国益に適っているかどうか不透明なまま検証もされないことがあるとすれば改善されるべきである。

これは、政治の問題でもある。わが国の政治家にとって、一般的に外交問題での貢献は票に結びつかないという。それどころか逆に、グローバル化の流れの中で、国内市場の自由化にかかわる経済外交問題は、短期的には選挙区や業界の利益に反することもあるとして、及び腰にさえなりがちである。

国のあるべき姿は、国民一人ひとりの意思が国会を通じて反映され決定されるべきものである。外交政策決定過程において開かれた議論の機会が少なく、国会の役割も小さすぎることが、わが国の外交戦略の策定と実行の不透明性につながっている。そのため、国民の関心も高まらず、大局観を持ちリーダーシップを発揮できる政治家も育たない。経済外交の政策決定過程における透明性を確保し、国会の関与と責任を明確にする必要がある。

(3) リンケージが少ない経済外交と企業活動

経済問題が外交の中心的課題となってきた 90 年代に入り、欧米を中心とする各国・各地域は、市場経済の担い手である民間部門の動きや意見を、経済外交の政策決定過程に大きく取り込んできた。それは、経済外交における主な交渉の対象が、市場制度、企業法制、標準化など企業行動に直接関係するからである。

その典型的な取組みは、欧米間における民間主導のビジネス・ダイアログである T A B D (Trans-Atlantic Business Dialogue: 後記) である。

しかし、わが国では、こうした取組みは遅れている。「行政に自己主張をしない民間、民間の声を聞かない行政」とは、欧米でささやかれているわが国への評価である。こうした姿勢を変えていかなければならない。さらに、米国では経済外交面における行政と民間の連携不足を揶揄して、「中国の知的所有権問題に関し、日本政府が中国政府に対して明確な態度を採らないため、日本企業が在米子会社を通じ米国通商代表部に解決を依頼してきた事実」を指摘されている。また、欧州委員会では

「経済外交問題に関して、日本の政府と企業はそれぞれ異なる路線に乗っており、決して出会うことはないという印象を受ける」との話もあった。これでは、経済外交の交渉は成功しない。経済外交政策の形成過程へ、民間部門の知恵を反映させ、経済外交と企業活動の連携を高める必要がある。(注1)

なお、近年、欧米各国・地域の首脳が他国を訪問する際、経済人の同行が目立つようになってきている。今や経済外交においては、経済人が一定の役割を果たすようになってきていることの証左であろう。わが国においても、首相、外相等閣僚の他国への訪問に際しては、経済分野における相互理解・協力を深めることを目的に、民間人が同行することも検討に値しよう。

3. 日本の経済外交ビジョン

(1) 『市場の提供』による国益の実現

グローバル化の深化により、世界経済の一角以上を占めるわが国は、国際システムとの調和を図らずして長期的に自国の持続的成長を遂げることはできない。国際協調に基づき国益を追求すべきことは明白である。

経済外交の視点でみた場合の国益とは、「わが国が『市場の提供』を行うことで、世界にとって必要不可欠なものになり、国際的な信頼を得る」ことであるとする。

ここでいう『市場の提供』とは、貿易や資本の自由化にとどまらず、社会システム全般の国際的調和を含めるため、従来の『市場開放』より広い意味を持つ。

これまで、わが国は他国や地域の市場には進出してきたが、低い輸入や投資の受け入れにみられるように、わが国自身の市場を積極的に提供しているとは言い難い。その帰結として、グローバル経済の恩恵を市民が享受できないばかりでなく、経済外交のあらゆる場面で国際的な発言力が弱くなっている。例えば、規制緩和に関する米国からの強い要求に対して反論を試みるものの、客観的に説得力を持たないのは、現実に『市場の提供』をしていないからである。米国の論理、影響力が強いのは決して軍事力だけによるものではない。“世界に対して唯一市場を提供してきた”ためであることを我々は認識する必要がある。

わが国は、今こそ『市場の提供』に重点を置いた総合経済外交戦略を構築すること

で、繁栄を持続させる道を選択するべきである。

『市場の提供』によって、まず国内においては、“企業の国籍を問わず雇用が確保され、安価で質の高い財・サービスの提供により、日本人のみならず日本で暮らす全ての市民の健全かつ安定的な生活が維持される”ことになる。この考え方で国創りを行うことが、日本が経済外交を推進するための基礎的条件となる。そして、対外的には、“近隣アジア諸国への発展に寄与するとともに、世界に対して大きな発言力を持ち、ひいては世界の発展に尽くす”ことにつながっていくのである。

『市場の提供』で先を行く米国は、既にTABDという仕組みを作っている。パートナーである欧州も、欧州統合の深化により世界で2番目の『市場の提供』を始めている。

(2) 東アジアの地域益を重視

相互依存の関係が深い東アジア経済の情勢が、日本の経済・雇用に大きく影響することから、東アジアの地域益はわが国の国益上特に重要である。特に、昨年来の東アジア経済危機は、政治経済の安定化が、喫緊かつ不可欠な課題であることを示した。今後は、わが国は域内唯一の先進国として、『市場の提供』によって輸入の拡大や投資の受入に取り組むと同時に、円をより使い勝手のよいものにする必要がある。

(3) 市場ルール策定の場におけるイニシアティブの発揮

『市場の提供』に際しては、市場ルールの国際的調和は不可欠な課題である。わが国では、後から先進国に追いついた国の宿命として、ルールとは他者によって決定されるものであり、いかにうまくそれに合わせるかという意識が根強い。今後は、国際ルール作りの場においては、『市場の提供』を推進する立場を明らかにしつつ、イニシアティブを発揮する必要がある。そして、そのような文脈の中で、わが国のルールや規格を国際標準にする努力もまた必要である。

4. 取り組むべき方策

(1) 総合経済外交戦略の策定と国会の関与

外交交渉は外交官をはじめとする政府関係者により行われるべきものであるが、基本的外交政策の策定は行政府の特権ではない。国のあり方に基づき国益を明確化し、外交の基本的考え方を決めるのは国民の負託を受けた国会である。毎年の経済外交課題を、総合戦略として、政府が国会に提出し、国会で質疑応答をすべきである。

例えば、後述のTABDについても、その前提として、米欧間に存在する経済上のあらゆる障害を可能な限り取り除くという関係国・地域の政府の姿勢があり、究極的には、環大西洋自由市場の構築という目標がある。わが国も、そのような目標を含んだ経済外交の指針を描く必要がある。それは、通常国会の冒頭に行われる外務大臣による外交演説よりも詳細でなければならない。具体的には、世界経済における日本の位置づけやあるべき役割、経済外交の基本目標、それに照らした各地域ごとの戦略課題などを定めたものである。これは当該国へのメッセージとして十分意味を持つと同時に、国民や政治家の国際問題に関する注意を喚起することにもなる。また、当然のことながら、この総合戦略に照らして、外交交渉の結果についての評価も国会で行なうことが望ましい。国会で議論したものであれば、外交官も自信をもって欧米とも対等に議論や交渉を行なうことが可能であろう。そこには、外交官だけが国を背負うという気負いは必要ない。

総合経済外交戦略の策定とそれに基づく外交政策の戦略策定窓口の一元化のためには、政策コーディネーターとなる内閣機能の強化も急務である。残念ながら現在、外政審議室が経済外交戦略の策定にイニシアティブを発揮しているようにはみえない。先般成立した『中央省庁等改革基本法』において、内閣官房に総合的な企画・立案機能を持たせる、首相が事務次官会議での調整を経ずに案件を直接閣議にかける発議権を持つことを内閣法上に明記、等が盛り込まれた。これを早急に前倒して実施すべきである。

加えて、通貨、情報、エネルギー等、高度な専門性が要求され、内政と外政の区別がなくなりつつある現代においては、各省庁が必要に応じて国際交渉を担うことになる。それに伴って、外務省は、対外経済政策の分野において各省庁の総合調整を行い、内閣と一体となって総合経済外交戦略の策定を担うという機能を拡大することが期待されている。そして、各省庁は無益な反発なしに、国家戦略の各パートの遂行に全力で取り組むというシステムが望ましい。その際、こうした連携を円滑に行うためには、外務省本省が各省庁の専門家の出向を受入れ、総合戦略策定に関与させるといった人事交流が必要となる。

(2) 経済外交課題としての構造改革の断行

わが国への輸入も、投資も、そして滞在外国人の数も、先進国として決して満足できる水準ではない。現在わが国は、構造改革に取り組んでいる。その目的は、改革の断行により経済活動の舞台としての魅力を高め、わが国の企業や個人が活力を發揮できるようにするとともに、世界から個人や企業を呼び込むことでもある。わが国経済の再活性化を図るために構造改革に取り組むことは、経済外交の中心的課題でもあることを改めて認識すべきである。

更に、内需の拡大によって『市場の提供』は加速する。内需拡大は、構造改革を通じた民需の拡大によるべきである。そのためには、特に、所得課税や法人課税に見られる高い税率、高い物価水準、官民ともに存在する多くの規制、情報アクセスへの不公平さといった問題が早急に改善される必要がある。抜本的な税制改正、規制撤廃はもはや方向性の議論ではなく、時間との戦いである。これまで情報は行政に集中し、所謂「政・官・業の鉄のトライアングル」を通じて偏在していた。そうした情報への公正なアクセスを可能とし、誰でも共有できる社会を実現しなければならない。

日本は「市場開放」を過去継続的に行なってきたのではないかと、という反論もある。確かに、関税率等オフショア(水際)の制度上の障壁はもうほとんどないことは欧米も認めている。しかし、外国資本の経営者に根強く残る不信感の元である、いわゆる民規規制、差別的な商慣行といったものがあるとすれば、我々はそれらを徹底的に排除しなければならない。日本で言う“透明な取引”とグローバル市場での“フェアな取引”はまだ残念ながら完全には同義語として認知されていない。フェアなルールと制度の構築は我々経済界が担う責務でもある。同時に我々は大競争を迎える覚悟をしなければならない。

以上の構造改革に加え、いわゆる『内なる国際化』といわれる諸課題も解決する必要がある。アジア最低レベルである日本人の英語力向上、国際交渉力の向上を目指した教育改革、外国人の暮らしやすい社会の実現などの問題である。80年代から議論されてきたこれらの問題は、全くといってよいほど解決されていない。

今後グローバリゼーションの流れは国民各層に益々影響を与えていく。『市場の提供』によって利益を享受する国民一人一人が『国際化』するという自覚を求められている。『国際化』した選挙民による投票なくして、日本は変わらないからである。

以上の国内改革に加えて我々は、国際協調を進める観点から、(3)日本版TABDの実現、(4)東アジア経済への貢献、(5)市場ルール策定の場への積極的な参加、(6)ODA・OOFにおける柔軟性・透明性について以下のように考察した。

(3)日本版TABDの実現:経済外交政策に民間企業の声を

グローバル化の進展と情報化技術の高度化は、経済外交の内容を益々複雑化している。税制や会計制度の標準化、基準・認証の統一化、相互承認協定、環境規制の統一化などの作業は、市場参加者である企業めきにはその協議が不可能になりつつある。今まさに、外交政策の決定プロセスに民間企業の声を反映させる必要性が高まっている。

TABDを参考に、日米、日欧間、そして東アジアの域内において、民間主導のビジネス・ダイアログを実現化するための方策を講ずるべきである。その際重要なことは、関係国・地域の政府が、まず、貿易・投資不均衡の解決及び、市場ルールの共通化というテーマを明確にした上で、それぞれの民間企業に、それぞれの枠組みで協議の場を作ることを提案すると同時に、その結論を政府間の交渉で尊重することを宣言するというステップである。

そして特に重要なことは、民間からの提案を尊重するという政府のコミットメントである。欧米の経営者も、「政府のコミットメントがない交渉は無意味だ」と認識している。加えて、こうした取組みは、日本の経済団体の重複する業務を集中させるという利点もあるので、それぞれ存在する既存の枠組みを利用することも十分検討に値しよう。わが国経済界も、民間の国際交流について、相互信頼のための会議か、制度交渉のための会議かの位置づけを明確にして取組む必要がある。実現には多くのエネルギーが必要であろうが、企業と政府はそれに取り組むべき時代が到来している。

TABDとは

欧州・米国間では、1994年12月の故ブラウン米国商務長官による提案を受け、TABD(Trans-Atlantic Business Dialogue)という、民間企業主導の取組みが発足している。この取組みは、毎年春と秋に2回開催される欧米首脳会談の直前に、春は幹部会、秋は総会がそれぞれ開催され、そこでの提案が欧米首脳会談に反映される仕組みとなっている。95年11月のセベリア会議をはじめに、これまで3回の総会を中心に、広範な活動を展開しているが、それは標準化と規制政策、事業環境、グローバル・イシュー、中小企業という4つのグループと、それらの下に民間企業のスタッフによるワーキング・グループが合計30以上設置され意見の取りまとめが行われている。それらワーキング・グループは、16業種にわたる各産業ごとの基準・認証、標準化、規制緩和、税制、製造物責任、輸出規制、経済制裁、関税、賄賂・汚職、電子商取引、会計制度、WTO、金融、情報技術、政府調達、知的財産

権、投資、気候変動、競争政策など多岐にわたっている。そして、企業スタッフによるワーキング・グループの報告がCEOを含む経営者と政府関係者による幾つかの委員会を経て、幹部会及び総会で採択され宣言としてまとめられ、欧米の首脳に渡される。この取組みについては、米国国務省によると、「民間の要望の80%に欧米双方の政府が応えているという成果がある」と伝えられている。その理由について、欧米の経営者は「欧米の政府首脳が、自らの責任で、欧米の企業1800社に参加を呼びかける手紙を出状するとともに、その中でTABDの提案を政府間交渉に可能な限り反映させるコミットメントを明確にした」ことをあげている。参加者数

第1回 セビリア 95 / 11

参加CEO = 米国、欧州合計23名以上。政府関係者・スタッフと合わせた全出席者米国60名、欧州70名。計130名。

第2回 シカゴ 96 / 11

参加CEO = 米国37名、欧州25名。

政府 = 米国21名、EU31名。その他スタッフと合わせた全出席者 計280名。

第3回 ローマ 97 / 11

参加CEO = 米国45名、欧州63名。

政府 = 米国25名、EU36名。その他スタッフと合わせた全出席者 計約600名。

添付別表 98年 主要テーマ・幹部・ワーキングリスト (注2)

(4) 東アジア経済の安定的発展への貢献

昨年来の経済混乱により、本来なら数十年かかるかもしれないアジア諸国の構造改革が一気に進む可能性がある。アジアの人々はそれだけ急激な改革に耐えうる知識・能力を備えており、経済的向上に対する熱意は落ちていない。したがってわが国及び日系企業は試練を乗り越え、長期的な当地域の発展に確信を持って判断・行動するべきである。

東アジア経済危機によって、当地域の通貨システムの安定が最も重要であることに加え、この地域の通貨管理を過度にドルに依存することの難しさも証明された。東アジア経済の健全かつ安定的な発展のためには、第一に日本による『市場の提供』が不可欠であることは論を待たないが、同時にわが国が取り組むべき課題は、長期的にはアジアにおける共通通貨システムの創設を展望しつつ、当面は「円の国際化」を実現するための環

境を整備することである。円を国際的に使い易い通貨とするために、短期の国債市場を整備するとともに、非居住者向け公社債利子の源泉徴収課税、有価証券取引税の廃止など、税制改正を前倒して取り組むべきである。

日本の貿易に占める円建て比率は、輸出 36%、輸入 22%であり、日系企業が多いアジア諸国との貿易でも、輸出 48%、輸入 27%(輸出入決済通貨動向調査 98 年 3 月分)となっている。以前よりは高いものの、欧米の自国通貨建て比率(8~9割)に比し、著しく低い。日本企業は、現地子会社との取引を含め、円建て貿易の拡大に努めることが期待されている。もし、担当者の単なる慣行としてドルによる国際取引が行われているとすれば、その発想からの転換が必要である。

円の国際化を進めるとともに、東アジアの金融システムの安定化のために、アジア諸国当局間の連絡調整機構を確立することを提唱したい。それは、IMFの補完として、構造改善融資とその進捗状況を地域に密着した形で監視することを目的とするとともに、日本を中心とするアジアの膨大な外貨準備を活用し、通貨危機に対する域内国の外貨流動性確保などの緊急対策を行なうこととする。

(5) 市場の国際ルール策定に積極的な参画を

国際機関へ邦人の更なる参画

昨今、国際機関は各国家・地域の意見の単なる集約・調整の場ではなく、一つの意思を持ちつつあると言われている。その意思決定については、市場の国際ルールが国際機関において協議決定されることも少なくない中で、本来中立であるはずの国際公務員が実際には出身国を背景に主導権争いをしていると指摘する向きもある。

WTOにおける日本の拠出金分担率は3位(8.6%:95年)であるが、邦人専門職員はわずか3人(1.5%:95年末)である。また、国連の分担金比率は現在2位(約18%)であり、さらに国民所得から算出する新基準の適用で2000年には21%にもなることは意外と関心を持たれていない。これに対し国連邦人職員数の割合は2.6%(475人)に過ぎない。わが国は資金負担のわりに自国の職員数が極端に少ない、世界で唯一の国である。これが、国際機関においてわが国の発言力を低下させている大きな原因でもある。国益の観点から、国際機関への積極的な参加は喫緊の課題である。(注3)

近年、留学経験を持ち英語に堪能な若年層が増えるとともに、わが国労働市場の流動化が進みつつある中で、インターネットによる公募等も整備され、国際機関の邦人職員数

は若手を中心に増加しつつはある。この傾向をさらに拡大させるために、民間企業に求められる期待は大きい。わが国の企業は、国際機関勤務経験者が入社を希望する際には、受け皿ではなく、積極的に受け入れることにより自らの社風を変えるというぐらいの気概が望まれる。

より深刻な問題は、国際機関のトップや局長クラスなど、幹部ポストにおける邦人数が極めて少ない現実である。責任あるポストで力を発揮したいと希望する人材を、広く民間、行政、学界から派遣できるよう、その職責に見合うだけの処遇(昇進、給与、住居等)を派遣中及び帰国後も保証することが望ましい。企業においては、国際経験があり管理能力面でも優秀な人材を国際機関に派遣し、帰国後のキャリアアップもオプションとして与える等、積極的な方策を講じるべきである。国家公務員の場合、身分保障を考慮し一時休職扱いで各省が独自に専門的機関に出向させる場合がある。その際、出向元・先の双方から諸手当も含め報酬を受けとることになるが、現状、厳格な統ルールがないとも聞く。“過度”な給与体系という不透明な慣習がもしあるならば即座に是正すべきことは言うまでもない。ただ、そうでもしなければ国際機関に行く人材が見つからず、国際機関での日本のプレゼンスが保てないという現状があるならば、改善策につき国民的議論の喚起が望まれる。また、2、3年間腰掛け的に着任することにより、待遇面で乖離があるプロパー邦人職員の失望を買い、ひいては日本のイメージを落とす者などが出ないよう赴任後の実績に十分注意する必要もある。

標準化機関やコンソーシアムへの主体性を持った参画

グローバル化の進展とは、“標準化を制する者がマーケットを制す”時代の到来でもある。今日、我が国に求められているのは、効率性を重視した上で民間が主体となり、国際標準化の活動を進めることである。行政は、民間の活動円滑化のための支援(調整、環境整備)に徹した上で、民間と協力して標準化の重点分野を決定し、その分野に対する国の技術・産業政策との一体化を図ることが肝要である。もちろん、その前提として、民間も業界活動における行政からの自立、透明化の徹底が必要なことは言うまでもない。

民間が主体となり国際標準機関へ積極的に参加するためには、優秀な人材を育成し、拠出することが最も成功の鍵と言える。その上でアジア地域を包括してのリーダーシップと、ベンチャー企業等も巻き込んだコンソーシアムの組成に積極的な役割を果たすことが望まれる。現状、国際標準化機関での幹事国引受数では、独、米、英、仏の4ヶ国で60%(997回)を占め、わが国は4.2%(42回)にしか過ぎない。(注4)

ただ、自戒を込めて指摘しなければならないが、企業経営者の一部には標準化に対する重要性の認識が低く、危機意識が弱いということである。その典型例が、標準化をリー

ドしている業界活動や、国内外における標準化に関する会合に必ずしも優秀な人材が出ていない現状である。社運、国運を賭けた話し合いの場に参加する代表者が、ただ出席するだけという体制になっているとすれば、早急に是正すべきである。

(6) 政府開発援助と政策金融に柔軟性と透明性を

一般会計から年間で1兆数千億円拠出される政府開発援助(ODA)は、経済外交の中心をなすものであることは間違いない。国際社会での保険料と考えれば多いとは一概には言えない。しかし、米国などでは対外援助法によって細かくその運用が規定されているのに比べ、我が国ではその決定に国会の承認が必要なく、ODAの実施状況をみると『ODA大綱』にしてもその運用は曖昧である。

ODAは全体の約9割を外務省と大蔵省が占めてはいるが、全体の省庁別予算も、他の17省庁にもまたがる技術協力の比率もほとんど毎年変わっていない。従って、裁量行政からの脱却のためには、一端ゼロベースで見直すぐらいの気概を持ち、ODAに関する法律の制定も視野に入れるべきと考える。その際、「顔の見える援助」の観点から、より一層の専門家派遣に重点を置くことが望ましい。

ただ、いくら経済協力のあり方を国会で審議したとしても、対インドネシア食糧支援の際にあったと聞く、“国際市場で流通している米より国内在庫米を使用すべき”などと、業界や選挙区の利益を優先するような狭量な発想が今後も続くとすれば、効率的な戦略を構築できないことは自明である。

また、法律によって機動的な援助ができなくなるようでは本末顛倒であるので、透明性の向上に加えて柔軟性も併せ持つべきである。例えば、特定の用途を持たない資金を別途留保し、機動的に対処する部分を増やすという工夫が必要ではなからうか。また、毎年一定の援助額が約束されている被援助国の中には、歳入の一部に組み込むという既得権益構造が出来上がっている例もある。今年度ある援助を実施したとしたら、翌年度はゼロかもしれないという柔軟性を備え、被援助国との間に緊張感を保つ工夫も必要である。

なお、ODA資金以外の政府資金フローであるOOF(その他政府資金)は、主に財投を原資とする巨額な資金協力である。東アジア経済危機であらためてその役割の重要性が認識されたことに鑑み、これまで以上に注目されるべきである。また、経済外交の総合戦略の観点から、ODAとは別に、OOF、民間資金はそれぞれ固有の役割を有するものと考えられ、この三者の有機的な連携が望まれる。このような視点に立って、OOFの実態やその融資のプロセスを国民に開示するなど、透明性を確保するよう、より一層努める必要がある。例えば、日本輸出入銀行の情報開示に関しては、地域別残高や国別累計総額が

公表されながら国別残高は未公表という現状の改善などが望まれる。

また、わが国民間企業と途上国の政府との間に不透明な関係や取引があるとすれば、OECD決議によって、国際商取引における外国公務員への贈賄の禁止が決定されたこともあり、これを厳に慎み、襟を正さねばならないことは言うまでもない。

5. おわりに

我々は、『市場の提供』を中心とする経済外交戦略の構築と、そのための制度整備が必要な時代が到来していると考え。それを実現させることによってはじめて世界に対して発言力を高めることも可能となる。

グローバル化の流れを組む『市場の提供』とは、わが国の短絡的な欧米化を意味するものではない。世界が同じルールを許容することと、その上でどのように組織・行動するかは意味が異なる。舞台装置が同じでも、その上で演じるパフォーマンスには独自性があってもいい。そこに日本のよさ、強さを醸し出しつつ独自のイニシアティブを発揮する機会もあるだろう。

しかし、今の日本はあまりにも世界のルールから逸脱してしまっている。欧米を中心に、国際的に認められつつある様々な制度やルールは、いわば世界の公式ともいえるものである。

我々は、好き嫌いにかかわらずその公式を受け止め、したたかさも身につけながら、新しい国際制度やルールづくりに参加しなければならないのである。

以上